

宿泊約款

第1条（適用）

本約款は、当施設と宿泊者との間で締結される宿泊契約及びこれに関連する契約に適用されます。
なお、本約款に定めのない事項については、法令又は慣習によります。

第2条（宿泊契約の申込み）

1. 宿泊を希望する者は、当施設所定の方法により宿泊契約を申し込むものとします。
2. 当施設は、申込みを承諾した時点で宿泊契約が成立するものとします。

第3条（予約の拒否）

当施設は、次の各号に該当する場合、宿泊契約の申込みを承諾しないことがあります。

1. 宿泊の申込みが本約款によらないとき
2. 宿泊者が、宿泊に関し不適当な行為をするおそれがあるとき
3. 宿泊施設の運営に著しい支障を及ぼすおそれがあるとき

第4条（予約の取消・お断り）

当施設は、以下の場合、宿泊契約成立後であっても予約を取り消し、または宿泊をお断りすることがあります。

1. 宿泊者が暴力行為・脅迫行為・違法行為を行ったとき、またはそのおそれがあるとき
2. 宿泊者が他の利用者に著しく迷惑を及ぼす言動をしたとき
3. 宿泊者が繰り返しのキャンセルにより、当施設の運営に著しい支障が生じた場合
4. 天災地変その他やむを得ない事由により宿泊を提供できない場合

※第4条3号は、宿泊日の2日前以降に限らず、繰り返しのキャンセルにより運営に支障が生じた場合も適用されます。

第5条（キャンセル規定）

1. 宿泊者は、当施設所定の方法により予約をキャンセルすることができます。
2. キャンセル料は、宿泊プランに定める条件に従うものとします。
3. 繰り返しのキャンセルにより当施設の運営に支障が生じた場合、宿泊料の支払いの有無に関わらず、当施設は今後の予約をお断りまたは取消させていただくことがあります。

第6条（施設の責任）

当施設は、宿泊契約に基づく義務を履行しないことにより宿泊者に損害を与えたときは、その損害を賠償します。ただし、不可抗力による場合はこの限りではありません。

第7条（宿泊者の責任）

宿泊者が施設や備品を破損・汚損・紛失した場合には、当施設に対しその損害を賠償していただきます。

第8条（準拠法）

本約款の準拠法は日本法とします。